

新旧対照表

旧	新
第 7 条（カード、端末等の紛失等） （1）～（2）略 （3）カードを再発行する場合には、本人は当社所定の再発行手数料を支払うものとします。 ただし、破損などにより使用できなくなった場合は、再発行手数料はいただきません。 なお、破損などの状況確認のため、カードの提出をお願いすることがあります。 その結果、カードの破損などを確認できない場合は、当社所定の再発行手数料をお支払いいただきます。	第 7 条（カード、端末等の紛失等） （1）～（2）略 （3）カードを再発行する場合には、本人は当社所定の再発行手数料を支払うものとします。